

# 筑紫野市原油価格高騰対策事業運送事業者等支援事業実施要綱

(令和7年6月3日要綱第39号)

## (目的)

第1条 この要綱は、原油の価格上昇が運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、社会インフラとして重要な運送事業者の事業の維持及び改善を図るため、市内で道路運送事業等を営む中小企業者に対し、予算の範囲内において筑紫野市原油価格高騰対策事業運送事業者等支援金(以下「支援金」という。)を給付し、当該事業者の今後の事業継続を支援することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。
- (5) 自動車運転代行業 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。)第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。
- (6) 道路運送事業等 前各号のいずれかの事業をいう。
- (7) 運送事業者 道路運送事業等を営む法人又は個人事業主をいう。
- (8) 被けん引自動車 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第2号に規定する被けん引自動車をいう。
- (9) 貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。

## (給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、この要綱の施行日において、市内に事業所を有する運送事業者で、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) この要綱の施行日において道路運送事業等に必要な許可又は認定を全て有し、給付の申請の時点において市内で道路運送事業等を実施していること。
- (3) 給付の申請後においても、市内で道路運送事業等の継続の意思があると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者としてしない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)が事業主又は役員となっている事業者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者
  - ア 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者
  - イ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している事業者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している事業者
  - エ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している事業者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している事業者

(給付対象車両)

第4条 支援金の給付の対象となる車両(以下「給付対象車両」という。)は、給付対象者が道路運送事業等の用に供するために所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両(二輪を除く。)であって、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 自動車検査証において、使用の本拠の位置が市内である道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条の規定により登録を受けた車両

(2) 自動車検査証において、自家用・事業用の別が事業用である車両(自動車運転代行業は除く。)

(3) 次に掲げる給付対象者が営む道路運送事業等の区分に応じ、それぞれに定める車両

ア 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業用自動車(自動車検査証において種別が特殊であるもの又は被けん引自動車を除く。)

イ 一般乗合旅客自動車運送事業 道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車(コミュニティバスの用に供するものを除く。)

ウ 一般貸切旅客自動車運送事業 道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車(スクールバスの用に供するものを除く。)

エ 一般乗用旅客自動車運送事業 道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車

オ 自動車運転代行業 運転代行業法第2条第7項に規定する随伴用自動車  
(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、前条第2号ア、イ及びウに掲げる給付対象車両にあつては1台につき3万円、同号エ及びオに掲げる給付対象車両にあつては1台につき2万円とし、1事業者につき、100万円を上限とする。

2 支援金の給付は、1事業者につき1回限りとする。

(申請)

第6条 支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、筑紫野市原油価格高騰対策事業運送事業者等支援金給付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)及び筑紫野市原油価格高騰対策事業運送事業者等支援金給付対象車両一覧(様式第2号)に、次の各号に掲げる運送事業者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 貨物自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業(以下この号においてこれらを「事業」という。)を営む運送事業者 次に定める書類

ア 事業に係る国土交通大臣の許可書の写し又は更新許可書の写しその他これらに準ずるものとして市長が認める書類の写し

イ 事業に係る直近の事業実績報告書の写し

ウ 給付対象車両全てに係る自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項が記載された書面の写し

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 貨物軽自動車運送事業を営む運送事業者 次に定める書類

ア 貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し又は貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書の写し

イ 給付対象車両全てに係る自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項が記載された書面の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(3) 自動車運転代行業を営む運送事業者 次に定める書類

ア 自動車運転代行業に係る都道府県公安委員会からの認定証の写し

イ 給付対象車両全てに係る保険証券の写し又は共済証書の写し

ウ 給付対象車両全てに係る自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項が記載された書面の写し

エ その他市長が必要と認める書類

(4) 法人である運送事業者 次に定める書類

ア 役員名簿(様式第3号)

イ 履歴事項全部証明書の写し

ウ 支援金の振込先口座の通帳の写し(申請する法人名義のもの又は代表者名義のものに限る。)

エ その他市長が必要と認める書類

(5) 個人事業主である運送事業者 次に定める書類

ア 直近の確定申告書の写し

イ 本人確認書類の写し

ウ 支援金の振込先口座の通帳の写し(申請する個人事業主の名義のものに限る。)

エ その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請期限は、令和8年2月28日までとする。

(給付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに、申請書兼請求書の内容を審査の上、給付の可否を決定し、筑紫野市原油価格高騰対策事業運送事業

者等支援金給付決定通知書(様式第4号)又は筑紫野市原油価格高騰対策事業運送事業者等支援金不給付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の給付を決定したときは、速やかに、当該給付の決定を受けた者に対し、支援金を給付するものとする。

(給付取消等)

第8条 市長は、支援金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者に対し、当該給付の決定を取り消し、筑紫野市原油価格高騰対策事業運送事業者等支援金給付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受け取った者は、速やかに、支援金を返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。